

新潟県立小千谷高等学校学則

第1章 総則

第1条 (学則制定の趣旨)

この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則（令和2年新潟県教育委員会規則第4号）第2条に基づき、新潟県立小千谷高等学校（以下「本校」という。）の管理運営上必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (名称、課程等)

本校の名称、位置、課程及び学科は、次のとおりとする。

名称	位置	課程	学科
新潟県立 小千谷高等学校	新潟県小千谷市 旭町7番1号	全日制の課程	普通科

第3条 (収容定員等)

本校の収容定員及び修業年限は、次のとおりとする。

収容定員	修業年限
新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）が定めるところによる。	3年

第4条 削除

第2章 学年、学期、授業終始及び休業日

第5条 (学年、学期及び授業終始)

1. 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
2. 学期は次のとおりとする。
第1学期 4月1日から7月31日まで
第2学期 8月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで
3. 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第6条 (休業日)

1. 休業日は次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 土曜日及び日曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
 - (4) 夏季休業日 7月26日から8月25日まで
 - (5) 冬季休業日 12月25日から1月6日まで
 - (6) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで
 - (7) 新潟県公立高等学校等入学者選抜に関わる日
 - (8) 前各号のほか、委員会が認めた日
2. 校長は、必要と認めた場合は新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において、前表の休業日を変更することができる。
3. 学校運営上、特に必要があると認めたときは、校長は、委員会に届け出て又は委員会の承認を得て、休業日を授業日又は授業日を休業日とすることができる。

第7条 (臨時休業)

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業日時数、生徒指導等

第8条 (教育課程、授業日時数)

1. 本校の教育課程と授業日時数は、学習指導要領及び委員会が別に定める基準によって、別表のとおりとする。
2. 前項の別表は、毎学年の初めにおいて校長が定める。

第9条 (修学旅行)

宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中1回とし、3泊4日以内の旅行日数で行う。

第10条 (生徒心得)

生徒は、校長の定める生徒心得を守らなければならない。

第11条 (欠席、欠課等)

生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

また、生徒が精密検査に向かう場合は公欠、治療・通院する場合は欠席とする。

第12条 (対外行事への参加)

生徒が、文化、体育関係の対外行事に参加する場合には、校長の許可を得なければならない。

第13条 (感染症予防の処置)

生徒が、感染症等に罹患したとき又は罹患するおそれのあるときは、校長は、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

出席停止の期間は、所定の用紙に医療機関が記載した診断日及び登校許可日に基づくほか、校長が適切に判断する。

第4章 成績評価、単位及び卒業の認定

第14条 (成績評価、単位認定等)

1. 成績の評価、単位の認定は、学習指導要領に基づき行う。
2. 成績の評価、単位の認定については、校長が別に規程を定める。
留学を許可した生徒については、「新潟県立小千谷高等学校生徒の留学取扱い要領」による。
3. 校長は、単位を認定したときは、必要に応じ所定の単位修得証明書を交付する。

第15条 (卒業認定等)

校長は、本校の全課程を修了したと認める者には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第5章 入学、退学、転学、留学、休学等

第16条 削除

第17条 削除

第18条 (入学者の選抜)

校長は委員会が別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

第19条 (入学許可)

入学は、校長がこれを許可する。

第20条 (誓約書等)

入学を許可された者は、入学後速やかに、誓約書及び住民票を校長に提出しなければならない。

第21条 (保護者)

1. 保護者は、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人とする。
2. 生徒及び保護者が、住所又は氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第 22 条 (転学)

1. 生徒が、転学しようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。
2. 校長は、他の学校から転学を志願する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ本校生徒として適当と認めた場合は、これを許可する。

第 22 条の 2 (留学)

1. 生徒が、外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。
2. 前項の願い出のあったときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
3. 校長は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、生徒の外国の高等学校における成績や在籍、科目履修に関する証明書等の資料に基づき、留学の終了した時点において、36 単位以内の範囲で単位の修得を認めることができる。
4. 校長は、前項の規定により単位の修得を認めた生徒について、第 5 条第 1 項に規定する学年の途中であっても各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第 23 条 (休学)

1. 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、保護者は、所定の休学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。
2. 前項の願い出のあったときは、校長が適当と認めた場合、1 月以上 1 年以内の期間で、休学を許可するものとする。
3. 休学が 1 年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することがある。

第 24 条 (復学)

休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 25 条 (退学及び再入学)

1. 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。
2. 一度退学した生徒の再入学は、退学後 1 年以内に願い出があり、かつ再入学の理由を校長が適当と認めたときに限り、原学年以下に再入学を許可する。

第 25 条の 2 (成年者に係る手続き)

生徒が成年者である場合における第 22 条から第 25 条第 1 項までの規程の適用については、これらの規程中「保護者」とあるのは「当該生徒」と読み替えるものとする。

第 26 条 (編入学)

第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学を志願する者がある場合には、その者が、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力を有し、かつ校長が本校生徒として適当と認めたときに、これを許可する。

第 6 章 生徒の表彰及び懲戒

第 27 条 (表彰)

校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

第 28 条 (懲戒)

1. 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。
2. 前項の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
4. 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。
5. 第2項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

第7章 校務分掌

第29条 (校務分掌)

1. 本校の校務分掌は、別に定める。
2. 前項の校務分掌は、毎学年の初めに校長が定める。

第8章 授業料、入学料及び入学考査料

第30条 (授業料、入学料及び入学考査料)

授業料、入学料及び入学考査料の徴収は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

第31条 (授業料等未納者に対する措置)

授業料又は入学料（以下「授業料等」という。）の未納者に対する出席停止又は除籍措置は、新潟県立学校管理運営に関する規則の定めるところによる。

第32条 (授業料等の減免)

授業料等の減免は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

附 則

- この学則は昭和59年1月19日から施行する。
- この学則は平成元年4月1日から施行する。
- この学則は平成4年9月1日から施行する。
- この学則は平成5年4月1日から施行する。
- この学則は平成7年4月1日から施行する。
- この学則は平成11年4月1日から施行する。
- この学則は平成13年4月1日から施行する。
- この学則は平成14年4月1日から施行する。
- この学則は平成15年4月1日から施行する。
- この学則は平成22年1月25日から施行する。
- この学則は平成22年4月1日から施行する。
- この学則は平成22年9月1日から施行する。
- この学則は平成26年4月1日から施行する。
- この学則は令和3年8月1日から施行する。
- この学則は令和4年4月1日から施行する。